

栄村若者起業チャレンジ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村への移住定住を促進し地域経済の活性化を図るため、村内で起業にチャレンジする若者に対し、予算の範囲内で栄村若者起業チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、栄村補助金等交付規則（昭和48年栄村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 村税等 村県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、水道料など、村に収めるべき税金、保険料、使用料などをいう。

(3) 飲食業等 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を取得し、村内で飲食物を提供する事業、及び移動購買車等を使用した村内での買物支援を行う事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本村において補助事業年度内に起業を予定している個人であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本村の住民基本台帳に記録されている者

(2) 補助金の申請時における年齢が45歳以下の者

(3) 村税等の滞納がない者

(4) 許認可等を必要とする業種の起業にあつては、当該許認可等を取得する見込みのある者

(5) 起業における事業計画、収支計画等について栄村商工会の指導を受け推薦されていること。

(6) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種（農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種）のうち、村長が補助対象事業として適当と認める業種を営もうとする者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、交付対象としない。

(1) 補助金を不正に利用したことがある者

(2) 金融機関から取引停止処分を受けている者

(3) 栄村暴力団排除条例（平成25年栄村条例第15条）第2条に規定する暴力団員等

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業に要する経費であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 設備費、備品費、修繕費

(2) 土地・建物の賃借費

(3) 技術指導受入費

(4) 広告宣伝費・負担金

(5) その他村長が特に必要と認めるもの

2 補助対象経費のうち国、県その他の機関等から補助金、その他これに類する金銭又は物件をもって取得し、又は整備したものについては、当該経費からその金額に相当する額を除くものとする。

3 補助対象経費は、補助の決定のあった日から当該年度内に支払った経費（ただし、補助の決定を受けるまでに発注したもの及び締結した契約に基づく経費は除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内とし、前条に規定する補助対象経費の10分の8以内の額とし、1件当たり200万円（飲食業等にあつては400万円）を限度とする。また、同一者に対する補助金の交付は1回限りとする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて村長が定める期限までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 補助金申請に係る推薦書（様式第3号）

(3) 見積書等の写し

(4) 誓約書兼村税等の納付状況確認に関する同意書（様式第4号）

(5) 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の住民票の写し（以下「住民票の写し」という。）又は履歴事項全部証明書

(6) 他の補助を受けている場合は、その補助を受けていることがわかる書類の写し

(7) その他村長が必要と認める書類

(交付の条件等)

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助対象者は、補助事業年度及び補助事業完了後5年を経過する前に補助事業により取得し、又は効能の増加した財産若しくは資材・機材等（以下「設備等」という。）を処分するときは、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

(2) 前号の承認を受けて設備等を処分した場合において相当の収入があつたときは、その収入の全部又は一部を村に納付しなければならない。

(3) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を村に納入させることができる。

(4) 補助対象者は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって設備等を適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかななければならない。

(6) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分できるようにしておかななければならない。

(交付の決定)

第8条 村長は、第6条による申請があつたときは、補助対象者及び補助事業としての要件を整えていると認めるものについては、栄村事業検討委員会（以下「委員会」という。）の意

見を聴いて補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により補助金交付の可否を決定したときは補助金交付（不交付）決定通知書により、速やかに結果を申請者に通知するものとする。

（概算払）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行上村長が必要と認めるときは、補助金の概算払を申請することができる。

- 2 補助事業者が概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（変更申請）

第10条 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第6号）を提出し、村長の承認を受けなければならない。

- （1） 補助事業を中止しようとするとき。
- （2） 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。
- （3） 補助金の額が増額又は20%以上の減額となる変更をしようとするとき。
- （4） 補助事業が予定期間内に完了しないとき。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（様式第7号）に下記の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日までに村長に報告しなければならない。

- （1） 事業に係る経費の支払を証明する書類（領収書等）の写し
- （2） 村内で起業又は法人を設立したことが確認できる下記いずれかの書類
 - ア 税務署受付印のある所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業届出書控えの写し
 - イ 法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に規定する法人設立届出書控えの写し
- （3） その他村長が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付）

第12条 村長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の通知を受けた後に、補助金請求書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。
 - 3 村長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- （補助金の返還）

第13条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 規則第15条第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。
 - （2） 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - （3） 補助事業の完了後5年未満で事業を中止又は廃止若しくは村外へ移転したとき。
 - （4） 前3号に定めるもののほか、村長が返還が相当と認める事由があったとき。
- 2 村長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、別表により返還すべき額を算定するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

別表（第13条関係）

適用条項等	返還すべき額
第13条第1項第1号又は第2号に該当したとき	補助金全額
第13条第1項第3号に該当し、補助事業完了後1年未満のとき	補助金全額
同1年以上2年未満のとき	補助金額の8割
同2年以上3年未満のとき	補助金額の6割
同3年以上4年未満のとき	補助金額の4割
同4年以上5年未満のとき	補助金額の2割
第13条第1項第4号に該当したとき	村長が返還が相当と認める金額

様式第 1 号（第 6 条関係）

栄村若者起業チャレンジ補助金交付申請書

年 月 日

栄村長 様

申請者 住所
氏名 印
生年月日・年齢
電話

栄村若者起業チャレンジ補助金の交付を受けたいので、交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

起業の名称（屋号又は会社名）	
事業所の場所	
実施期間	補助金交付決定日 ～ 年 月 日
補助金交付申請額	円

添付書類

- （１）事業計画書（様式第 2 号）
- （２）栄村若者起業チャレンジ補助金推薦書（様式第 3 号）
- （３）見積書等の写し
- （４）栄村若者起業チャレンジ補助金の申請に関する誓約書兼
村税等の納付状況確認に関する同意書（様式第 4 号）
- （５）住民票の写し
- （６）その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書
（起業に関する計画書）

1 起業の概要

名称（屋号又は会社名）	
事業所の場所	
起業見込日	年 月 日
起業形態	☐ 個人事業者 ☐ 法人（種類： 資本金： ）
業 種	
起業する事業の内容	

2 起業までの計画

項 目	実施時期	実施の場所、方法、内容等	備 考

3 起業に関する収支計画

(1) 収入

(単位：円)

収入内容	収入金額	備 考
村補助金		
他補助金等		内訳
自己資金		
計		

(2) 支出

(単位：円)

支出内容	支出金額	補助対象経費	積算説明
計			
	補助金交付申請額	※補助対象経費×8/10以内 千円未満切捨て、上限200万円	

4 起業後の収支計画（円）

年度	年度	年度	年度	年度	年度
事業収入額 及び項目					
事業支出額 及び項目					
収支差引					

様式第3号（第6条関係）

栄村若者起業チャレンジ補助金推薦書

年 月 日

栄村長 様

栄村商工会長 印

栄村若者起業チャレンジ補助金の交付申請を下記の者が行うにあたり、起業計画等を確認しましたので推薦します。

記

起業の名称（屋号又は会社名）			
申請者氏名		生年月日(年齢)	
申請者住所			
事業所の場所			
起業予定日	年 月 日		
起業相談 指導履歴等			

様式第4号（第6条関係）

栄村若者起業チャレンジ補助金の申請に関する誓約書兼
村税等の納付状況確認に関する同意書

1 私は、栄村若者起業チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり、補助金交付要綱の規定に従い、以下のことを誓約します。

- ・ 申請書の内容に虚偽や不正があった場合、または交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に不正が発覚した場合は補助金を返還します。
- ・ 補助金の申請に当たって提出する書類の写しは原本と相違ありません。
- ・ 栄村長が必要と認めた場合は、事情聴取、立ち入り検査等の調査に協力します。

2 私は、村税及び各種使用料等の納付状況を確認することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

村確認欄（申請者は記入しないでください。）

申請者の村税、その他使用料等滞納状況

有 ・ 無

年 月 日

税務係

担当者

印

様式第5号（第9条関係）

栄村若者起業チャレンジ補助金概算払請求書

年 月 日

栄村長 様

申請者 住所
氏名
電話

印

年 月 日付け栄村指令 第 号で交付決定のあった栄村若者起業チャレンジ補助金を下記のとおり概算払してください。

記

1 起業の名称（屋号等）

2 概算払が必要な理由

3 請求金額 金 円

（単位：円）

交付決定額	概算払額			残 額
	既交付額	今回請求額	計	

4 振込先

金融機関名	銀行 農協	支店名等	支店 支所
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義人			
備 考			

様式第6号 (第10条関係)

栄村若者起業チャレンジ補助金変更承認申請書

年 月 日

栄村長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

年 月 日付け栄村指令 第 号で交付決定のあった栄村若者起業チャレンジ補助金について、下記のとおり変更したいので、補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 起業の名称（屋号等）

2 変更の理由

3 変更の内容

区 分	内 容	事 業 費	補助対象経費	補助金交付 申請額
当初計画				
変更計画				

4 収支等変更計画

(1) 収入

(単位：円)

収入内容	収入金額	備 考
村補助金		
他補助金等		内訳
自己資金		
計		

(2) 支出

(単位：円)

支出内容	支出金額	補助対象経費	積算根拠
計			
	補助金交付申請額		

- ・上段に変更前の内容を（ ）書きで記入してください。

添付書類

- ・見積書
- ・その他村長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

栄村若者起業チャレンジ補助金実績報告書

年 月 日

栄村長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

年 月 日付け栄村指令 第 号で交付決定のあった下記事業を実施しましたので、栄村若者起業チャレンジ補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

名称（屋号又は会社名）			
事業所の場所			
起業日（開業日）			
収入内容	収入金額	備 考	
村補助金			
他補助金等		内訳	
自己財源			
計			
支出内容	支出金額	内補助対象経費	備考
計			
	補助金交付決定額		

添付書類

- ・支払金額が確認できる書類の写し（請求書及び領収書）
- ・開業届又は法人設立届の写し
- ・写真等事業の実施がわかる書類
- ・その他村長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

栄村若者起業チャレンジ補助金請求書

年 月 日

栄村長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

年 月 日付け栄村達 第 号で補助金の額の確定のあった栄村若者起業チャレンジ補助金を下記のとおり支払いしてください。

記

1 名称（屋号等）

2 請求金額 金 円

（単位：円）

交付決定額	交付額			残 額
	既交付額	今回請求額	計	

3 振込先

金融機関名	銀行 農協	支店名等	支店 支所
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			
備 考			